東洋史研究

第二十三卷　第一號　昭和三十九年六月發行

# 十五世紀初頭のモグーリスターン
## ――ヴァイス汗の時代――

間野英二



## はしがき



チンギス汗の第二子チャガタイを祖としてトルキスターンを支配したチャガタイ汗國は、十四世紀の初頭パミールを境

に東西に分裂し、ここに、マーワラーンナフル Mā warāʾ al-nahr を支配する西チャガタイ汗國と、天山地方を本據とする東チャガタイ汗國の成立をみる事となった。[1] 而して、西チャガタイ汗國が、汗位の繼承をめぐる混亂の内に、やがてチムールの出現によって滅亡していったのに對し、東チャガタイ汗國は、一時はチムールの支配下に入る事を餘儀なくされはしたが、チムールの歿後再び獨立をかちとり、チムール朝と對立して、モンゴル人の建設した諸汗國の内で、最も長く生命を保ち、內陸アジア史上に於いて看過しがたき存在となった。明の史料にみえる別失八里・亦里把力、チムール朝史料にみえるジャター Jatah[2]・モグールウルス Ulus-i moghūl がすなわちこれであり、モグーリスターン Moghūlistān（モンゴル人の國）とは、その住民たるモンゴル人達が、自らの住地を呼んだ名稱である。

この汗國の歴史は、中央アジアに居住するに至ったモンゴル人のトルコ化・イスラーム化・定住化等の觀點から、きわめて興味深い研究對象であると同時に、所謂「中央アジアの沒落」——一般に「地理上の發見」によってもたらされたと說明される——の內的要因をさぐる上にも、見のがしがたい存在と考えられるが、その研究は、今日迄きわめて乏しく、中央アジアの歴史の中に、一つの大きな空白をなしているかにみえる。[3]

私は、この汗國の歴史を研究する場合には、ハーンの系譜とその統治年代、汗家とオアシス諸都市との關係、汗國と諸外國勢力との關係、汗國內の社會組織・經濟活動、それにイスラーム敎の問題等が明らかにされねばならないと考えるので、本稿では、十五世紀初頭に於けるヴァイス汗の時代を中心に、右の諸問題についての若干の考察をこころみ、汗國史研究の手がかりをつかみたいと考える。なにぶん、零細な史料をもとにした研究であるので、誤りを犯す可能性は大きい。諸氏の叱正をいただければ幸である。[4]

## 一 ハーンの系譜

十五世紀初頭に於けるモグーリスターン諸汗の系譜については、すでにいくつかの研究が發表されている。まず、エリ

アス N. Elias 氏は、その「ターリーヒ・ラシーディー」（以下 TR. と略稱）英譯書の序論に於いてこの問題をとり上げ、主として TR. の記述に從って、一つの結論を出された。(5) これに對して、松村潤氏は、明實錄（以下實錄と略稱）と「ザファル・ナーマー」Ẓafar Nāmah の記述を利用され、エリアス氏の系譜を大幅に補正された。(6) 而して、最近我々が容易に利用出來る様になったバルトリッド V. V. Barthold 氏の研究をみると、既に氏がチムール朝關係の貴重な史料を多く利用され、ほぼ完全な結論に到達せられていた事を知る事が出來る。(7) 從って、私としても、ここで語るべき多くのものを持つわけではないが、唯一つ、バルトリッド氏が決定を保留された問題があるので、それについて若干記しておく事にしたい。すなわち、その問題とは、シール・ムハンマッド Shir Muḥammad 汗の出自に關する部分であって、バルトリッド氏は、シール・ムハンマッドは「ムイッズルアンサーブ」Mu'izz al-ansāb(8) に據ればシャー・ジャハーン Shāh Jahān の子であり、TR. に據ればムハンマッド Muḥammad 汗の子であると述べるに止められた。

而して、實錄永樂十四年（一四一六）三月壬寅の條をみると、

別失八里王馬哈麻姪納黑失只罕遣使哈只等貢馬及方物、且告馬哈麻卒無子、遣中官李達・給事中傅安等徃祭馬哈麻、仍以璽書命納黑失只罕嗣爲王。

なる記事があって、馬哈麻すなわち Muḥammad 汗に子が無かった爲に、その姪たる納黑失只罕 Naqsh-i Jahān が位をついだ事がわかる。とすれば、當然シール・ムハンマッドはムハンマッドの子ではあり得ず、シャー・ジャハーンの子という事になる。

これで問題が解決すれば、きわめて簡單であるが、實はこの實錄の記事については、嘗て松村潤氏が一つの見解を發表しておられるので、それに對する私の考えを記しておく事にしたい。(9)

すなわち、松村氏は、この記事について、「實錄では、ムハマッドに子がなかった様に傳へてゐるが、これは誤りで、タリキ・ラシィディの傳へる如くシャー・ムハマッド(10)といふ子があった」と述べられた。氏が、右の如く云われるのは、

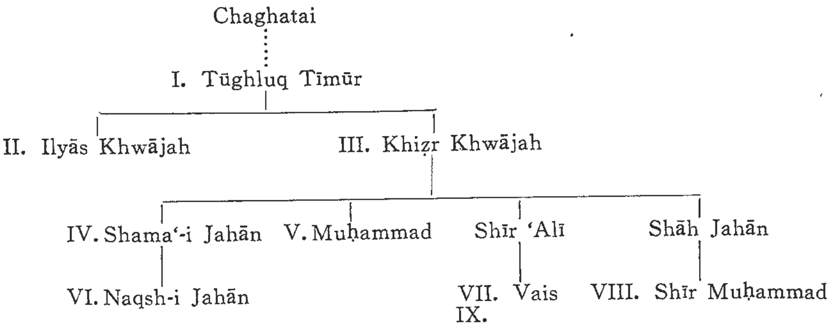
かの「西域行程記」にみえるモグーリスターンの統治者「馬哈木王」と、「西域番國志」の、

別失八里地名沙漠間、今爲馬哈木氏王子主之、馬哈木蓋胡元之餘裔、前世錫封於此。

なる記述にみえる「馬哈木氏王子」とを別人と解され、前者をTR.にみえる「ムハマッド」、後者をTR.にいう所の「ムハマッドの子」たる「シャー・ムハマッド」に比定され、陳誠等の一行が往路に於いて謁した馬哈木王は、一行がその歸路にこの地を通過した永樂十三年の始め頃には、すでに死歿し、その子の「シャー・ムハマッド」が亡父の帳房を治めていたと解釋されたからである。

しかし、私は、次の如き諸點から、氏の解釋に賛意を表し難い。

㈠、十五世紀初頭におけるモグーリスターン諸汗の系譜に關する實錄の記述は、氏も述べられた如く、きわめて正確であり、一方、TR.の記述は全く不正確である。㈡、ムハンマッド汗と明朝との交渉を實錄によってみると、永樂十一年秋七月丙午の條に「勅甘肅總兵官豐城侯李彬曰、別失八里王馬哈廳敬事朝廷、遣使來貢、如至可善待之、其市易者聽自便」とある如く、汗はその貿易に關しても格別の待遇を與えられ、また永樂十二年冬十月壬辰の條には「有使西域還言別失八里王馬哈廳之母及弟相繼卒、命給事中傅安等齎勅慰問、弁賜之文綺表裏」とある如く、その近親の死歿に際しても弔問の使節をおくられている。これらの事實からみるならば、ムハンマッド汗は、モグーリスターン諸汗の中でも、明朝と最も深い交涉關係をもった人物といえるのであって、その子の有無についての明側の知識も十分深かったと考えられる。㈢、「西域番國志」に「馬哈木氏王子主之」というのは、單に「馬哈木氏王子」がモグーリスターン内の一區域、すなわち「亡父の帳房」を治めていたという意味ではなく、彼がモグーリスターン全域の統治者たる事を意味している。㈣、永樂十三年の始め頃、既にムハンマッド汗が死歿していたとすると、その事實は當然陳誠等によって明廷に報告されていたはずである。然るに、先に引用した實錄永樂十四年（一四一六）三月壬寅の記事に明らかな如く、明廷は永樂十四年の三月、はじめてムハンマッドの死歿を知り、急遽弔問の使節を派遣している。これは、ムハンマッドの死が、陳誠等のモグーリスターン




通過時以後の事件たる事を示唆するものとみられる。尚、チムール朝に對してモグーリスターンにおける新しい汗の即位が報道せられたのも、やはり一四一六年の事であったという。[11] ㈤、實録の、「遣中官李達・吏部員外郎陳誠・戸部主事李暹・指揮金哈藍伯、護送哈烈等處使臣還就賚勅并文綺紗羅布帛等物、賜哈烈・撒馬兒罕等處王子、報其來貢之勤也」（永樂十一年九月甲午條）なる記事、「遣内官把泰・李達等、齎勅往諭八荅黑商・葛忘郎・哈實哈兒等處、開通道路、凡遣使往來行旅經商一從所便、仍賜其王子頭目綵幣有無」（永樂六年秋七月丁未朔條）なる記事、またかの有名なる「小王子」なる呼稱の示す如く、明の史料にみえる「王子」という語は、必ずしも「王の子息」を意味するとは限らない。従って、「馬哈木氏王子」といった場合にも、これを「馬哈木」自身を指すと解する事が可能である。

私は、以上の見解によって、先の實録の「馬哈麻卒、無子」という報道を信用出來るものと考える。従って、十五世紀初頭のモグーリスターン諸汗の系譜を、上の如く理解すべきであると思う。

## 二　ヴァイス汗の活動

ヴァイス汗の活動を述べる前に、その即位の事情について簡單にふれておく事にしたい。この問題に關する TR. の記述は、きわめて不明確であるが、明・チムール兩朝の記録によって考察すると、およそ次の如き結論が導き出される。[12]

一四一七年、ヴァイスは、時のモグーリスターン汗ナクシ・ジャハーンを殺害して

汗位に即いたが、その即位は、汗國内に有力な地位をしめたドゥグラート Dughlāt 家のアミール・フダーイダード Amir Khudāidād の承認する所となった。しかし、その權威は、未だきわめて不安定なものであった様で、一四二〇年には、シール・ムハンマッドの反亂に直面した。この反亂は、ヴァイスによって鎭壓され、シール・ムハンマッド等はサマルカンドに亡命する事となった。しかし、シール・ムハンマッドは、この年の末には歸國し、再びヴァイスに戰を挑み、翌一四二一年には、これに勝利を收めて汗位に即き、その歿年（一四二五年）[13]迄位をしめた。その結果、ヴァイスは、自らに從う若者達と共に、シール・ムハンマッドに對する反抗活動をつづける事を餘儀なくされたが、シール・ムハンマッドの死歿と共に、再び汗位に復歸する事が出來た。

さて、ヴァイスの即位の經過は、右の如くであったが、その活動については、まず第一に、内政問題としてドゥグラート家アミールとの關係、ついでトゥルファーン所屬問題、最後に、オイラートのエセンとの戰と、その戰のもたらした一つの結果について述べる事にしたい。

(1) ドゥグラート家アミールとの關係

TR. によれば、カーシュガルを中心に、ホタン・ヤルカンド・カーシャーン・アフシケート・アンディジャーン・アクスー・アートバーシー・クーサーンの主要都市を含む所謂マンガラーイ・スーヤー Manghalāi Sūyah の一帯は、既にチャガタイ汗の時代から、ドゥグラート家の支配に委ねられ、その一族には、いくつかの特權が賦與せられていた。[14]

今問題にしている十五世紀の初頭にあっては、アミール・フダーイダードが、ドゥグラート家の當主として活躍していた。TR. には、

アミール・フダーイダードは、自らの手で六人の汗を即位させた。その第一は、ヒズル・ホージャ汗であり、シャマーイ・ジャハーン汗、ナクシ・ジャハーン〔汗〕、ムハンマッド汗、シール・ムハンマッド汗、そして最後にヴァイス汗である。

と傳えられ、[15] 一方、實錄永樂十四年三月壬寅の條にも、

又聞別失八里頭目忽歹達事其主四世、國人信服、今能賛輔納黑失只罕、亦賜璽書綵幣嘉勞之。

とみえる如く、ハーンの推戴に大きな發言力を有し、ハーンを輔佐して人々の尊敬を集めていた。

彼の權限が、當時汗國内でいか程强力なものであったかは、一四二〇年、內亂のモグーリスターンを通過せざるを得なかったかのチムール朝の遣明使節に、彼が通行の安全を保障し得たという一事をもってしても、十分に推測出來ると思われるが、[16] その權限を、具體的に我々に示してくれるのが、彼に賦與せられていた次の如き十二種の特權であろう。[17]

すなわち、①太鼓の所持。②軍旗の所持。③二人の部下が千戸旗をたずさえる事。④ハーンの會議に於けるクール(箙)の着用。⑤狩獵についての特權。⑥全モグール・ウルスのアミールたる事。そして勅書に彼の名が「モグール・ウルスの首長」と記される事。⑦彼の幕廷に於ける坐位は、他のアミール達より一弓身分だけハーンに近い事。⑧千戸長の任免權を所有し、任免に際してハーンの裁定を必要としない事。⑨彼と彼の子孫は、九度までは罪を犯しても審問されない事。⑩祭典に際し、ハーンの勅命を聽受する時、下馬を必要としない事。⑪祭典に際し、ハーンと彼の盃が特別に取扱われる事。⑫あらゆる勅書に、彼の證印をハーンのそれの下に捺す事。以上が、フダーイダードの所有した特權であるが、これらの特權は、TR. に、

この十二種の特權は、アミール・フダーイダードの後、その子アミール・ムハンマッド・シャー・クルカーンに傳えられ、その後、アミール・ムハンマッド・シャーの兄弟の子アミール・サイイド・アリー・クルカーンに傳えられ、その後は、その子ムハンマッド・ハイダル・ミールザー・クルカーンに、その後は、その子すなわち私ムハンマッド・ハイダル（一般にミールザー・ハイダルとして知られている）の父ムハンマッド・フサイン・ミールザー・クルカーンに傳えられた。

とある如く、[18] ドゥグラート家アミールによって繼承され續けた。ミールザー・ハイダルによれば、これらの特權が、ドゥ

グラート家アミールの掌中から失われたのは、回暦九四〇年（一五三三）の事であるという。[19]

これらの特權のほとんどが、所謂ダルハンのそれに一致する事は、最近惠谷俊之氏の研究によって明らかにされたが、[20]問題は、何故この様な特權が一族によって長く保ち續けられたかの説明であろう。私は、この問題を、次の諸點から説明出來るのではないかと考える。

まず第一に、ハーンの推戴に際して、一族のアミール達が重要な役割をはたしている事實をあげねばならない。すなわち、かの英主トゥーグルク・ティームールを、流浪の内より救出して汗位につけたのは、アミール・ブーラージーの功績であったし、[21]またそれ以後の六人の諸汗が即位出來たのも、アミール・フダーイダードの助力の結果であった。従って、歴代の諸汗は、一族に對して、けしがたいおいめをになっていたはずである。

第二に、イスラーム教の立場から見た場合、モグーリスターンではじめてイスラームに改宗したのは、この一族であったというから、[22]それ以後に改宗した諸汗は、一族に對して宗教的なおいめをぬぐい去る事が出來なかったはずである。

第三に、右の二點にもまして實質的に感ぜられるのが、次の事實である。すなわち、アミール・フダーイダードより後のドゥグラート家アミールの名を列擧すると、①ムハンマッド・シャー・クルカーン、②サイイド・アリー・クルカーン、③ムハンマッド・ハイダル・クルカーン、④ムハンマッド・フサイン・クルカーン、となるが、ここで注目すべきは、彼等が全てクルカーン kurkān を名のっている事實である。クルカーン・クールカーンは、チャガタイ語 küräkän のペルシャ語の形であり、「ハーンの女婿」を意味し、中國の「駙馬」にあたる。かのチムールが、カザン汗の娘をめとり、自らチムール・クールカーンと名のった事は周知の事實であるが、今これらのドゥグラート家アミール達の婚姻を調べてみると、①ムハンマッド・シャーが、誰と結婚したかは明らかにし難いが、②サイイド・アリーは、ヴァイス汗の妹、従ってシール・アリーの娘ウズル・スルターン・ハーニームをめとり、[23]③ムハンマッド・ハイダルは、イーサーン・ブーガー Īsān Būghā 汗の娘ダウラト・ニガール・ハーニームを、[24]④ムハンマッド・フサインは、ユーヌス汗の娘フブ

・ニガール・ハーニームをそれぞれめとっている。[23] ここに於いて、ドゥグラート家アミールが、常に、東チャガタイ・ハーン家の女婿としての地位を保ち續けた事が明瞭であり、この事實が、一族にあれ程の權限を繼續して保持せしめえた大きな要因の一つであった事は明白である。汗國内における「クルカーン・クールカーン」の社會的地位を具體的に示す史料はないが、TR. に、ユーヌス Yūnus 汗をシャイフ・ジャマール・ハルによる幽閉から救出したアミール・アブドゥル・クドゥスに關して、「アミール・アブドゥル・クドゥスは、ハーンによって非常に懇切にあつかわれ、クールカーンの稱號を與えられた」といい、[26] また TR. の著者ミールザー・ハイダルは、スルターン・アフマッド汗の娘をめとり、「かくの如く、九一九年ラジャブ月、私はクールカーンの地位にのぼった」と誇らしげに述べているのを參考にするならば、[27] それがきわめて高いものであった事が推測されるのではなかろうか。

さて、以上に述べた事實をもとに、十五世紀初頭におけるハーンとドゥグラート家との關係を總括してみると、ドゥグラート家アミールが、古くからの「ダルハン」としての社會的身分、さらに新たに加えられた「クールカーン」としてのそれを保持し續け、ハーンの推戴者として、またイスラーム敎受容の先達として、他の諸アミールより一段とぬきん出た地位をしめ、その特權が明瞭に示している如く、政治的・社會的活動において、ハーンとほとんど同一の權限を行使していた事が明らかであろう。されば、この時代におけるハーンの權威は、必ずしも絕對的なものとはみなし得ない。私はこの權威の弱さが、やがてこの地にイスラーム敎聖職者を中心とする所謂「神聖國家」を成立せしめた一つの大きな要因ではなかったかと考える。

(2) トゥルファーン問題

十五世紀の後半、東チャガタイ汗國はさらに東西に分裂し、東部はトゥルファーンに、西部はカーシュガルに據るようになる。この事實からみても、汗家とトゥルファーンとの關係が、汗國史研究に於いて、一つの重要なテーマである事は明らかであるが、東チャガタイ汗が、如何なる經緯を經てトゥルファーンに據るに至ったかは、未だ必ずしも明らかで

はない。

TR. に據れば、ヒズル・ホージャ汗は、トゥルファーンを征服し、その住民を全てイスラーム教徒となしたという。[28] このヒズル・ホージャ汗による征服の事實が、「西域番國志」の記載を通じても證明される事は、既に松村氏の述べられた如くであるが、[29] 同時に、「西域番國志」には、トゥルファーンについて、「信佛法、僧寺居多」と記され、またかのチムール朝の遣明使節の記録にも「トゥルファーン住民の大部分は偶像教徒であり、そこには大きな偶像寺院がある」とみえるよりすれば、[30] その征服が、單に間接的支配をもたらしたにすぎなかった事を推定せしめる。所が、今問題にしているヴァイス汗の時代になると、この事情に一つの變化がおこっている様に思われる。

この時代の、トゥルファーンの支配階級がどの様な者達によって占められていたかを知るには、實錄に記載されたトゥルファーンより明廷への遣使來貢者を調べる事が、最も適切な方法であるので、今それをこころみてみると、永樂五年、その萬戸賽因帖木兒が遣使來貢したのをはじめとして、六年には僧古廝刺失里、七年には千戸難帖木兒、九年には再び古廝刺失里、十一年にはまた賽因帖木兒がそれぞれ來貢し、十三、十四、十七年にも、名前は明記されていないが、使節が明廷に到着している。さらに、二十年になると、都督尹吉兒〔察〕が、二十二年には都督速哥、尹吉兒察が來貢し、速哥(鎖咯)の親族は宣德元年、二年、三年、四年に、尹吉兒察とその親族は洪熙元年、宣德元年、三年に來貢しており、これらの他にも、宣德二年には僧善實が、三年には千戸他力廝敏何禿が、元年、四年には國師把刺馬刺失里が來貢している。

その出自はともかくとして、これらの來貢者達こそ、當時のトゥルファーンの支配者達であったと思われるが、[31] 實錄宣德九年十月乙丑の條をみると、

土魯番城舍人卜烟川兒等率妻子來歸、奏願居京自効、命卜烟川兒爲正千戸、賜冠帶金織襲衣綵幣紗絹布花有差、仍命有司給房屋器物、卜烟川兒者已故都督僉事尹吉兒察之子、初尹吉兒察居土魯番城、爲歪思王所逐、歸附來京。

とあり、先の來貢者としてしばしばみえる尹吉兒察が、ヴァイス汗の壓迫を受け、トゥルファーンより明に來歸していた事が知られる。その來歸の事實は、實錄宣德五年七月丁巳の條に、

土魯番城頭目都督僉事尹吉兒察奏、臣率家屬來朝、願居京師以圖報効、上嘉其誠、從之、賜金織文綺襲衣、命行在工部與居第什器等物、戶部給俸祿。

とある如く、宣德五年（一四三〇）の事件であった。而して、實錄によれば、この宣德五年を中心にして、四年九月にはトゥルファーンの指揮僉事愛鬼着兒等が、五年六月には愛鬼着兒の部下哈因虎里等が、また同年九月には、トゥルファーンの回回撒都等が、十二月にはルクチェンの萬戶阿黑把失等十六人、トゥルファーンの指揮僉事猛哥帖木兒等三十八人が、六年二月には、トゥルファーンの胡馬兒舍等が、七年八月にはトゥルファーンの舍人陳確等が、八年正月にはトゥルファーンの回回僧海失都が、十月にはトゥルファーンの回回伯顏帖木兒等がそれぞれ明廷に來歸し、京師・甘州に居住する事を許されている。

右の如く、トゥルファーン支配階級の、家族郎黨を率いての、大量のしかも連續した來歸は、當然トゥルファーンにおける大きな變革を反映したものとみなければならぬが、私は、それを先の尹吉兒察の來歸と同様に、ヴァイス汗のトゥルファーン進出の歸結と解釋したい。

TR. には、ヴァイス汗のトゥルファーン攻擊を傳えた記事はみえないが、

トゥルファーンには水が乏しかった。〔ヴァイス〕汗は自ら耕作に從事したが、作物には水路（jūi）の水を與えず、竪坑（chāh）を掘って水を引き、自らの作物を潤した。

という記述が殘されており、(32) ヴァイス汗が、直接トゥルファーン經營に從事した事を示唆している。

私は、右の事實にかんがみ、汗國とトゥルファーンの關係を次の如く解釋したい。トゥルファーンは、既にヒズル・ホージャ汗の時代から、汗國の支配下に屬したが、その支配は間接的なものにすぎず、その直接的支配は、萬戶等の肩書をも

った元末以來の土着勢力の掌中に殘されていた。所が、この狀態は、ヴァイス汗のトゥルファーン進出によって大きな變革をこうむり、尹吉兒察・速哥といった土着勢力の大半は、トゥルファーンに留りえず、中國へと亡命した。ここに於いて、以後の諸汗がトゥルファーンに據るに至る一つの下準備が完了した。

(3) オイラートとの關係

十五世紀の初頭において、モグーリスターンを取り圍んだ諸外國勢力を列擧すると、東方に明朝、西方にチムール朝、南方に分裂時代のチベット、北方にオイラートの勢力があった。これらの諸勢力と、汗國との關係は、それぞれ興味深いテーマを提供するものではあるが、[33] ここでは、オイラートとの關係のみを取り上げる事にしたい。

TR. は、ヴァイス汗のカーリーマーク Qālimāq のイーサーン・ターイシー Īsān Tāīshī に對する戰を、汗の事蹟の中で最も注目すべき事項として取り扱っている。

ここにいうカーリーマークが、カルムック・カルマックと同樣に、蒙古史料にみえる Dörben Oyirad、中國史料にみえる瓦剌と同一の對象を指す事はいうまでもなく、またイーサーン・ターイシーが、Esen Tayisi・也先太師に當る事も明らかであろう。

TR. によると、ヴァイス汗は熱烈なイスラーム敎徒として、異敎徒 (kufur) たるカーリーマークに對し六十一度にわたる聖戰 (jihād) を敢行し、一度を除き全て敗北したという。[34] この六十一なる數字は、にわかには信用し難いが、その内の三つが、次に記すイーサーン・ターイシー (以下エセンと記す。) との戰である。

① Ming Lāq の戰。[35] ヴァイス汗は戰に敗れ、エセンの前にひき出されたが、エセンは、ヴァイスがチンギス汗の後裔たる事を貴んで、これを釋放した。

② Qabākah の戰。[36] ヴァイスは再び敗れたが、からくも Ailah 河を渡って、オイラートの追擊をのがれた。

③ Ṭurfān 附近の戰。ヴァイスはまたしても敗れ、エセンの捕虜となったが、自らの姉妹マフトゥーム・ハーニーム

Makhtūm khānim をエセンに與える事によって釋放された。

さて、オイラートのエセンが、その父トガンの位を繼いで北アジアの霸者となったのは、一四三九—四〇年頃の事であり、[37] またヴァイスの在位期間が、一四一七年から一四三二年の間であった事（後述）からみると、TR. に記された兩者の戰は、當然エセンの襲位以前の事件であったはずである。しかし、襲位以前のエセンの活動については、中國・蒙古の兩史料共まったく記載を缺き、右の TR. の記述が、それを傳えた唯一の史料であってみれば、これをただちに信用する事には、若干の躊躇を禁じえない。そこで、ここでは、この時代を中心とした汗國とオイラート等蒙古諸部族との關係を概觀する事によって、兩者の戰の存在の可能性を推定する事にしたい。

まず、實錄によってこれをみるとシャマーイ・ジャハーン汗は、哈密の忠順王安克帖木兒を毒殺した鬼力赤を討伐している し（永樂三年夏四月庚辰條）、永樂六年頃モンゴリアの汗となった本雅失里は、永樂五年から六年にかけて汗國内に留っていた（永樂六年春正月甲子條）。また、ムハンマッド汗は、永樂九年閏十二月己卯の條に、

遣給事中傅安等送別失八里使臣馬黑麻等還、以瓦剌使者言別失八里王馬哈麻將襲其部落、就命安等賫勅諭馬哈麻曰、近瓦剌遣使言、王欲襲其部落、信有之乎、（中略）仍賜馬哈麻金織綵幣四十表裏。

とある如く、オイラート攻擊を計畫していた。さらに、ヴァイス汗は、永樂十九年八月壬辰の條に、

太監海童・指揮白忠等還自瓦剌言、亦力八里王歪思與賢義王太平構兵戰互有勝負、上曰、夷狄豺狼不可信也、勅邊將嚴備禦。

とある如く、この頃哈密附近に出動していたオイラートの賢義王太平と戰を交えている。

一方、TR. をみると、ヴァイスを嗣いだイーサーン・ブーガー汗統治時代の初期——これはエセンの襲位前後の頃と思われるが——汗がトゥルファーンのウイグル族出身の一アミールを寵愛した爲に、他のアミール達の不興を買い、アミール達が、その一アミールを殺して各地に離散した事實を記して、

ジャラースとバーリン族のアミール達は、カルマーク Qalmāq の長たるイーサーン・ターイシーの子アマーサーンジー・ターイシーの所へ行った。

といい、またこの事件に際して、アミールの一人ハック・バルディ・ベグジックは、イシック・クル内の島に家族を移したが、

それは、カルマーク Qalmāq の壓迫から〔家族を〕安全にする爲であった。

と記されている。[38]

この様にみてくると、十五世紀初頭においては、オイラートの一部が、モグーリスターン方面で活動していた事が、ほぼ確かめられたと思われ、従って、ヴァイスとエセンの戰も、存在したものと考えて誤りなさそうに思われる。

エセンとヴァイスの戰については、實はこれ以上何も明確にはしがたいが、興味深いのは、その戰のもたらした一つの結果である。

すなわち、TR. に曰く、[39]

この頃、アマーサーンジー・ターイシー Amāsānji Tāishi（イーサーン・ターイシーの息子、イーサーン・ターイシーについては、ヴァイス汗に關連して既述した）が、モグーリスターンに至った。イーサーン・ターイシーはマフトゥーム・ハーニーム（ヴァイス汗の命の代償たるその姉妹）を彼〔アマーサーンジー〕に與え、彼は、彼女によって二人の息子と一人の娘を得た。ヴァイス汗は、マフトゥーム・ハーニームを與えるに際して、その義兄弟（dāmād）をイスラーム教徒たらしめたので、彼等はイスラーム教徒の慣例に従って結婚した。ハーニームは、その從者達をイスラーム教徒となし、その二人の息子をイブラーヒーム Ibrāhīm、イルヤース Ilyās と名付け、その娘をミール・カリーム・バルディー Mīr Karīm Bardī によって、カーディル・バルディー・ミールザー Qādir Bardī Mīrzā と名附けた。イスラーム教への改宗が、イブラーヒーム・ウン Ibrāhīm Ung、イルヤース・ウン Ilyās Ung とアマ

ーサーンジー・ターイシーとの紛争の原因であった。(カーリーマーク語で、ハーンの子息をウン Ung〔<Wang 王〕という)。アマーサーンジー・ターイシーは彼等からのがれ、三百萬人と共にモグーリスターンに至り、百八十萬人が、イブラーヒーム・ウン、イルヤース・ウンと共に留ったと云われている。〔その後〕この二人はカーリーマークの汗と爭い、その國をのがれて、一萬人と共に中國邊境(ḥudūd-i khitāi)へ至った。兄弟〔とアマーサーンジーとの〕間の不和は、八七三年のドゥースト・ムハンマッド Dūst Muḥammad 汗の死より前の事で、イブラーヒーム・ウンとイルヤース・ウンの逃亡と中國への到來は、恐らくは九一〇年以前の事である。この二人は、共に中國で死んだ。イブラーヒームは、バーブーラーイ Bābūlāi という名の息子を殘したが、その子孫は現在でもそこに居って、やはりバーブーラーイという同じ名を名のっている。

さて、右の TR. の記述によれば、兵數についての誇張はともかくとして、ヴァイス汗が先のトゥルファーン附近での戰に於いて、自らの生命の代償としてエセンに與えた所のマフトゥーム・ハーニームと、エセンの子アマーサーンジー太師との間に生れた子が、イブラーヒーム王とイルヤース王で、やがて兩人が、イスラーム敎徒であったが故に、その父アマーサーンジーとの間に不和を生じ、後者はモグーリスターンに至ったが、その後、イブラーヒーム等とカーリーマークの汗との間で爭があり、爲にイブラーヒーム等は中國の邊境に至り、後そこで歿し、しかもその子孫は、十六世紀の中葉に至るまで、その地に居たという事實を知る事が出來る。

一方、實錄をみると、弘治五年十月乙卯の條に、

哈密忠順王陝巴旣襲封歸國、與野乜克力奴禿卜花台卜之女結婚、其隣部亦剌思王・亦不剌因王、率其頭目鎖和台卜・平章滿可知院左右之各遣人奏其事、因乞結婚財禮幷賞賜。

とあり、また弘治八年六月甲寅の條にも、

北虜野乜克力之地、其酋長曰亦剌思王、曰滿哥王、曰亦不剌因王、各遣其頭目川哥兒等三十四人欵肅州塞、言爲迤北

大達子劫殺、欲避之近邊住牧、恐中國不信、乞容入貢及互市。

とみえる。この史料にみえる「亦不剌因王」が、後にダヤン汗の遠征を受けた有名な「亦卜剌」（蒙古源流の Ibarai Tayisi）と同一人たる事は、夙に和田淸博士の指摘せられた所であって、博士は、右の史料から、亦卜剌を、乜克力（Mekrin）部出身とみなされている。[40] さらに、實錄には、嘉靖三年十一月己巳の條に、兵科都給事中鄭自璧の言をのせて、

達賊亦卜剌・阿爾禿斯竄伏西海、尤號兇黠、與土魯番二酋先世親族。

と記されている。これによれば、亦卜剌＝亦不剌因王は、トゥルファーンの二酋、すなわちヴァイス汗の孫スルターン・アフマッド汗、及びアフマッドの子チーン・ティームールと親族關係にあった事が知られる。

さて、ここで右の實錄の三つの記事と、先の TR. の記事を比較してみると、TR. にみえた二王の氏名と、實錄のそれは完全に一致し、また TR. に二王が中國邊境へ逃亡したという「回暦九一〇年（一五〇四～一五〇五）以前」は、實錄に二王の登場する「弘治五年（一四九二）」に一致し、またその登場の舞臺たる「中國の邊境」は、實錄の「ハミ附近」に一致する。しかも、TR. に記されたイブラーヒームの出自は、實錄の「先世親族」なる記述と一致している。

そうであれば、TR. の二王と、實錄の二王が、同一人たる事は明瞭であろう。從って、イブラーヒームは、從來考えられて來た如く、單なるメクリン部の出身者ではなくして、エセンの孫であり、ヴァイスの甥であった。彼は、オイラート内部における紛爭の結果、その兄弟のイルヤース王と共に、ハミ附近に至り、メクリン部の酋に迎えられ、以後徐々に力をたくわえて、ダヤン汗の丞相にまで榮達し、後には汗と對立する勢力となって、汗の遠征をうける事となったのである。そして、我々は、エセンの子息として、アマーサーンジー太師の存在を確認出來るであろう。[41] 彼の名が、中國の史料に發見出來ないのは、その活動の舞臺が、主にモグーリスターン等の西方域に置かれて居て、中國と交渉をもたなかった爲であろうと思う。

尚、右のイブラーヒームの出自は、從來、西方出身としか確言出來なかった蒙古の大酋ベケリスン・イスマーイール等の出自を考える上に、若干の參考になろうかと思われる。

## 三　ヴァイス汗の歿年

ヴァイス汗の歿年は、從來回曆八三二年（一四二八ー二九）とするのが定說となっている。(42)

而して、この定說の根據は、主に次の二點に置かれていた。

(1) TR. によれば、ヴァイス汗はその死歿に際し二子を遺した。長子をユーヌス Yūnus と云い、時に十三歲。而して、ユーヌス十三歲の年は、回曆八三二年にあたると TR. に記されている事。(43)

(2) 明史別失八里傳に、

〔宣德〕三年、〔歪思〕貢駝馬、命指揮昌英等齎璽書綵幣報之、時歪思連歲貢、而其母鎖魯檀哈敦亦連三歲來貢、歪思卒、子也先不花嗣。

とみえるが、この記事を、ブレットシュナイダー氏が、その「中世史研究」の中で、

Subsequently Wai-sz' sent frequently tribute to the Chinese court, as did also his mother, Solu-t'an Hatun (Sultan Khatun). In 1428 Wai-sz' died, and was succeeded by his son, Ye-sun bu-hua.

と譯出し、これを利用したエリアス氏等は、中國史料にもヴァイスの死が一四二八年と記されていると理解された事。

私は、後述する如く、ヴァイスの歿年について、この定說とは異ったものを想定しているので、まず、右の二點を檢討してみる事にしよう。

第一點について。ミールザー・ハイダルによれば、回曆八三二年という年は、

回曆八三二年に起ったこの慘事は、今日に至る迄、モグールの間で一つのエポックとなっている。

と記されている如く、[45] 中央アジアの蒙古人達の間で、ながく語り傳えられる程の重大な事件の起った年であった。この事件とは、次の事實を指している。[46] すなわち、ヴァイス汗の歿後、その汗位繼承をめぐって、汗の二子ユーヌス、イーサーン・ブーガーの間に紛爭が起ったが、モグーリスターンの有力なアミール達の多くが、後者を支持した爲に、ユーヌスとその支持者達は、サマルカンドに亡命し、その支配者ウルグ・ベグの援助を求めた。而して、ウルグ・ベグは、姦計を用いてユーヌスの支持者達を殺害し、ユーヌスをティームル朝領内の西方域に追放し、爲にユーヌスは、この時より十數年間、異鄕に滯在する事を餘儀なくされた。

然るに、「バブル・ナーマー」には、この事件の概容を記した後に、

彼〔ウルグ・ベグ〕は、〔ユーヌス〕汗をイラークへ送った。それ故、ユーヌス汗はタブリーズに一年以上留った。（中略）彼は、そこからシーラーズに至った。當時シーラーズを、シャールフ・ミールザーの次子イブラーヒーム・スルターン・ミールザーが支配していた。イブラーヒーム・スルターンは、ユーヌスの到着後五・六ヶ月の內に歿した。

とみえており、[47] ホーンデミールの「ハビーブッシャール」の記述も、全くこれと一致している。[48] この記事にみえるイブラーヒーム・スルターンの歿年は、バルトリッド氏の說かれる如く、回曆八三八年（一四三五）であり、從って問題の事件は、バブル及びホーンデミールによる限り、回曆八三六年（一四三二―三三）であったはずである。[49]

この年代と、TR. のいう八三二年との間には、相當のひらきがあり、ただちに TR. の年代を採用する事は、きわめて危險であろう。さらに、ミールザー・ハイダルは、ユーヌスの行動を、その年齡に基ずいて記述しているが、彼が、ユーヌス二十四歲の年として記す[50] シャラフッディーン Sharaf al-Din の歿年は、從來の研究によれば、回曆八五八年である。[51] 而して、ハイダルのいう如く、ユーヌス十三歲の年が八三二年であれば、二十四歲の年は、八四三年でなければな

らない。この八四三年と八五八年の間にも、あまりにも大きなひらきがあり、TR. のいう十三歳、二十四歳、八三二年の三つの數字のいずれかが誤っている事は明白であろう。

かくみてくると、定說の根據の第一點は、あまり確實なものではない事が明らかとなった。しからば、第二點は如何。實錄によると、ヴァイス汗は、明史別失八里傳にも記されている如く、宣德三年正月、使を遣わして駝馬を貢しているが、實は、その後も、五年十二月、六年八月にそれぞれ遣使來貢している。とすれば、明傳の「歪思卒」なる一句は、單に宣德三年の條にかけられているにすぎず、ブレットシュナイダー氏の記述は、全くの誤解といわねばなるまい。

それでは、ヴァイス汗の歿年を何時と考えるのが適當であろうか。實錄は、この問題に關して次の如き貴重な記述を殘している。すなわち、宣德七年十月庚子の條に、

上以、亦力把里歪思王母能敬朝廷脩職貢、而歪思與其子撒禿不睦、非自保之道、遣勅諭王母曰、朕恭膺天命、綏輯萬方、欲其各相和睦、永安生業、爾遠在西鄙、歷世和睦、老能撫幼、少能事長、故享福長久、比聞爾子歪思王與王子撒禿不睦、興兵相殘、深爲惜之、自古骨肉相殘、未有能長享富貴者、前事已往不足論、今宜各順天道、體念祖宗一氣之親、和睦如初、庶幾老者得終天年少者得遂其生、茲遣指揮雅忽等、齎勅諭意、尤宜約束所部保境恤民使命往來道路無壅、如此則天心悅監、不惟爾子孫永膺富貴、部屬之人亦咸得永享福澤於無窮、幷賜王母及王王子撒禿綵幣表裏有差。

とみえる。この記事によれば、宣德七年（一四三二）、モグーリスターンでは、ヴァイス汗と、その子撒禿との間に爭が勃發していた事が知られるが、一體「撒禿」とは何者であろうか。

TR. には、ヴァイスには、ユーヌス、イーサーン・ブーガーの二子があったとみえるのみで、撒禿の音にあたる名をもった子息の存在を傳えていない。然るに、TR. は、ヴァイス汗は、イシック・クル附近におけるサートゥーク Sātūq 汗との戰で、部下の誤って射た矢にあたって歿した事を傳えている。[32] 私は、實錄の「撒禿」は、このサートゥーク汗と同一人物であると考えたい。TR. によれば、サートゥーク汗は、ウルグ・ベグによって擁立せられた、チムール朝の名目

的な諸汗の一人であったが、ウルグ・ベグは、彼をしりぞけ、他の人物をその位につけ、彼をモグーリスターンに送った爲に、ヴァイスとの戰が生じた事が知られる。從って、サートゥークは、チンギス汗の子孫と認められる者の一人であった事は明らかであるが、彼が、ヴァイスの子であったか否かは、速斷をさけざるを得ない。(53)

上述した如く、ヴァイス汗の歿後、サマルカンドで起った慘事の年代については、二種類の異った記録が殘されていた。今、この事件を、バブル及びホーンデミールによって回暦八三六年（一四三二ー三三）の出來事とみなし、また、ヴァイスに關する實錄の報道が、宣德七年（一四三二）の記事で終っている事を考慮するならば、一四三二年に、ヴァイスとサートゥークとの戰が勃發し、この戰でヴァイスが歿したという結論が容易に導き出されるであろう。

私は、以上の考察に基き、ヴァイスの歿年を一四三二年、ユーヌス等のサマルカンドにおける受難を一四三二年、又は一四三三年と考えたいと思う。

## 四　モグーリスターンの文化

最後に、十五世紀初頭におけるモグーリスターンの文化について若干記しておきたい。

TR. に、ムハンマッド汗の事蹟を述べて曰く、(54)

彼の祝福されたる治世に、モグール・ウルスのほとんどが、イスラーム教徒となった。彼が、モグールをイスラーム教徒たらしめるにあたって、如何にきびしい手段を用いたかは、よく知られた事實である。例えば、もしあるモグールが、ダスタール〔ターバン〕をその頭につけないなら、馬の尻尾をその頭につけさせた。

この記事は、ムハンマッド汗のイスラーム教に對する熱意を示して餘りあるが、彼が事實イスラーム教徒特有の姿をしていた事は、「西域番國志」別失八里の條に「其王載小罩剌帽、簪鵝鴒翎、衣禿袖衫、削髮貫耳」とあり、この様な姿を、陳誠が「回回の躰例を爲す者」であると記している事(55)からも明らかである。

ヴァイス汗については、

汗はモグールの人々に、イスラーム教徒を襲う事を禁じた。

といい、[56]

彼は、マウラーナー・ムハンマッド・カーシャーニーの弟子（murid）であった。マウラーナー・ムハンマッドは、ハズラト・ホージャ・ハッサンの弟子であり、ホージャはハズラト・クトゥビ・マスナド・アルシャード・ホージャ・バハーウッディーン・ナフシュバンドの弟子であった。王たる事も、ヴァイス汗が、この様な修學に時間をついやす妨げとはならなかった。[57]

と記されている。これ等の記事が示す如く、當時の汗達が、すべて熱烈なイスラーム教徒として、教えの普及と學習に努力していた事は明らかであるが、その學んだ教義が、所謂スーフィズム（神秘主義）に屬するナフシュバンディー教團のそれであった事は注目に値しよう。[58]

さらに、TR. には、アミール・サイイド・アリーが、サマルカンドよりモグーリスターンに脱出した方法を記して、

アミールは、途中カランダル教徒（qalandarān）の道づれとなり、カランダル教徒の姿をして、無事ターシュカンドに至った。カランダル教徒は、アミールに、アシュタル・アブダール Ashtar Abdāl という名をつけ、ずだ袋から糧食を出してめぐんだ。かくして、彼はカランダルの姿でタラーズ（ヤンギーの別名）に至った。そこで、「洞窟の友の墓」（モグーリスターンでは、マリカート・アターと呼んでいる）のシャイフは、アミールを知り、シャーディーカーという名の息子を、アミールの道ずれにして、アミールをモグーリスターンのアミール・フダーイダードの所へ送らせた。

と述べられている。[59] ここにみえるカランダルというのは、イスラーム教の神秘主義に屬する一派の名稱で、その徒は、物質的な幸福を全く否定し、精神的安息を最大の目的として、特異な服装をつけ、頭髪・ひげ・まゆをそりおとし、イスラ

ーム圏の各地を遍歴していたという。[60] この徒については、少し時代の下った十五世紀後半のドゥースト・ムハンマッド汗について、ミールザー・ハイダルは、

彼は、カランダル教團に心酔し、自らと自らの全てのアミール達に、カランダル教徒〔に特有〕の名をつけ、自らはシャムス・アブダールと名のり、同様に、彼のすべての廷臣や役人達は、某アブダールと呼ばれ、その名によって仕事を行わねばならなかった。

と述べている。[61] これより考えると、十五世紀初頭のモグーリスターンには、カランダル教徒が遍歴し、この地のイスラーム信仰に相當の影響を與えていた事が推測される。

次に、モグーリスターンにおける基本的な生活型態は何かという問題であるが、陳誠が、

不建城郭宮室、居無定向、惟順天時、逐趁水草、牧牛馬、以度歳月、故所居隨處設帳房鋪氈罽、不避寒暑、坐臥於地。

といっている様に、それが遊牧であった事は間違いない。TR. にも、ユーヌス汗が、十數年にわたる都市生活の結果、都市に住むのを好む様になった爲、當時遊牧生活を送っていたアミール達の反感を買い、遂には、アミール達に以後は都市に住まない事を約束させられるに至った事實が記されている様に、[62] 當時のモグール達は、遊牧こそ最高の生活型態と考えていたはずである。従って、彼等が定住生活に慣れ親しむには、尚しばらくの時間が必要とされたのである。

## む す び

以上に述べた事實を要約すると、次の如くである。

㈠ シール・ムハンマッドは、シャー・ジャハーンの子である。

㈡ モグーリスターンにおけるハーンの權威は必ずしも絶對的なものではなく、ドゥグラート家アミールが、ハーンの推

戴者・イスラーム教受容の先達・ダルハン・クールカーンとして、ほとんどハーンと同様の權威を行使した。

㈢ ヴァイス汗は、トゥルファーンの土着勢力を驅逐し、以後の諸汗にトゥルファーン占據の道を開いた。

㈣ ヴァイス汗は、オイラートとしばしば戰を交え、エセンとの戰の結果、ヴァイスの姉妹マフトゥーム・ハーニームと、エセンの子アマーサーンジーとの婚姻が成立し、この兩者の間に生れたイブラーヒームは、内陸アジア史上に大きな足跡を殘した。

㈤ ヴァイス汗の歿年は、一四三二年である。

㈥ モグーリスターンに、カランダル教徒の巡遊が認められる。

先に「はしがき」の中で、研究の必要性を述べながら、汗國内の社會組織・經濟活動については、本稿ではほとんどふれる事が出來なかった。これ等の問題については、史料的制約から斷代史的に述べる事は不可能に近いので、いずれ汗國史一代を通じて概觀してみたいと考える。

## 註

(1) チャガタイ汗國の東西分裂の時期は、今日迄の研究では正確な年次を擧げ難い。アブールガジーの記述によって、これを一三二一年頃とするのが通説であるが、にわかには信じ難い。從って、ここでは單に十四世紀初頭としておく。尙、植村清二、「察合台汗國の興亡㈣」（蒙古九の一、七七～七九頁）參照。

(2) シャターの語義については、數說あるが、バルトリッド氏に從い「盜賊」とみなしておきたい。尙、東チャガタイ汗國の住民は、西チャガタイ汗國の住民を「カラウナス」qaraunas(雜種）と呼び、お互いに輕蔑し合っていた。V. V. Barthold ; Four Studies on the History of Central Asia, Vol. II, Ulugh-Beg, Leiden, 1958, p. 11.

(3) この汗國に關する研究をあげると、まず、N. Elias & E. Denison Ross ; The Tarikh-i-Rashidi of Mirza Muhammad Haidar, Dughlāt, A History of the Moghuls of Central Asia, London, 1895. は根本史料ターリーヒ・ラシーディーTa'rīkh-i Rashīdī の英譯で、その序論と、本文に附せられた脚註は、貴重な記述を多く含んでいる。尙、この史料について、私は、北海道大學本田實信氏の將來せられた、大英博物館所藏ペルシャ語寫本を參照出來たが、この寫本には、右の英譯書と若干相違した記述がみられ、ロッス氏等の參照された他の寫本を檢討しない內は、そのまま引用する事は危險に思われる

ので、本稿で引用するターリーヒ・ラシーディーの記事は、原則的には右の英譯書に基づく事とした。唯、英譯書では、アラビア文字のKとQを區別せず、すべてKで寫しているが、本稿では、寫本によってこれを區別し、また英譯書と寫本の記述が一致する場合には若干の個有名詞の轉寫と述語の註記も、寫本に基づく事とした。以下、本文に TR. というのは、右の英譯書の略稱である。次に、V. V. Barthold; Four Studies on the History of Central Asia, translated from the Russian by V. and T. Minorsky, Vol. I, History of the Semirechyé, Leiden, 1956. Vol. II, Ulugh-Beg, Leiden, 1958. は、汗國とチムール朝の交渉を知る上に、きわめて有益な記述に富んでいる。我國における研究では、松村潤「明史西域傳于闐考」(東洋學報三七の四)が、明史の誤りを正すと共に、モグーリスターン史の記述を含み、羽田明「明末淸初の東トルキスタン」(東洋史研究七の五)は、イスラーム史の立場から、汗國史にふれる所があった。また、汗國の東邊に存在したハミ王家の歴史については、松村潤「明代哈密王家の起源」(東洋學報三九の四)、永元壽典「明初の哈密王家について」(東洋史研究二二の一)がある。

(4) 本稿で引用する「明實錄」は、京都大學本を底本に、不明の部分は江蘇國學圖書館傳鈔本(梁氏本)、國立北平圖書館藏紅格本を參照した。「西域行程記」「西域番國志」は、國立北平國書館善本叢書本に據る。

(5) TR., Introduction, Section II, The Line of Chaghatai.

(6) 松村氏、「明史西域傳于闐考」、一〇三頁。

(7) Barthold; op. cit., Vol. I, pp. 144~145.

(8) 「ムイッズルアンサーブ」の著者は、從來不明とされて來たが、最近これを「ズブダトゥッタヴァーリーフ」Zubdat al-Tavārīkh の著者ハーフィジ・アブルー Ḥāfiẓ-i Abrū とみる見解が發表されている。A. Zeki Velidi Togan; The Composition of the History of the Mongols by Rashīd al-Dīn, C. A. J., Vol. VII, Nr. 1, pp. 68~69.

(9) 松村氏、前掲論文、九九頁。

(10) 松村氏が、シャー・ムハマッドといわれるのは、シール・ムハンマッド Shīr Muḥamand の事である。

(11) Barthold; op. cit., Vol. II, p. 91.

(12) TR. に據ると、ヴァイスは、その父シール・アリーの歿後、叔父シール・ムハンマッドのもとに身をよせていたが、やがてその狀態を不滿として、シール・ムハンマッドのもとをはなれ、その領内を略奪してまわったが、そこで大した成果を期待出來ない事を知ると、當時トルキスターンを治めていたチムール朝の有力者シャイフ・ヌールッディーン Shaikh Nūr al-Dīn のもとに至り、シール・ムハンマッドとの戰に援助を與えられ、同時に、シャイフの娘ダウラト・スルターン・サカンジ 'Daulat Sulṭān Sakanj を妻として與えられた。しかし、シール・ムハンマッドとの戰には、ほとんど敗北し、シール・ムハンマッドの自然死 (marg-i ṭabīʿī) を待ってようやく汗位につく事が出來たという (TR., pp. 60~61, pp. 64~

65.）。この記事には、本文に述べる如き、ヴァイスによるナクシ・ジャハーン汗の殺害、シール・ムハンマッドのサマルカンドへの亡命等の重要記事を缺くと共に、シール・ムハンマッドをヴァイスの叔父としたり、ヴァイスがシャイフ・ヌールッディーンの援助を受けたとする等の誤り（シャイフは、既に一四一一年に歿していた）を含んでおり、ただちに信用出來ないが、ヴァイスが、ダウラト・スルターン・サカンジを妻としていた事は、實錄正統二年十二月庚午の條に、イーサーン・ブーガーの母として「倒剌速魯檀」の名がみえる事からみて、事實として採用出來る。ただし、バブルは彼女を、シャイフの娘、又は孫娘としており、（J. Leyden & W. Erskine; Memoirs of Zehir-ed-din Muhammad Baber, London, 1826, p. 11.）いずれとも決め難い。

尙、このヴァイス卽位頃の汗國とチムール朝の交渉については、Barthold; op. cit., Vol. II, pp. 90~104. に詳細に論ぜられているのを參照した。

(13) シール・ムハンマッドの歿年は、明確な記録がないが、チムール朝側に、彼の活動が一四二五年迄しか知られておらず（Barthold; op. cit., Vol. II, pp. 94~99.）、またヴァイスの明廷に對しての遣使來貢が、數年の空白を經た後、この年になって再開され、以後頻繁に行われる様になった事實からみて、一四二五年とみる。

(14) TR., p. 7. 尙、これ等の諸都市の內、アクスーが汗家と特別の關係にあった事は、嶋田襄平「淸代回疆の人頭稅」（史學雜誌六一の一一）三五頁に指摘されている。

(15) ibid., pp. 67~68.

(16) M. M. Thevenot; Ambassade de S'chahrok, Fils de Tamerlan, et d'autres Princes ses voisins, a l'empereur du Khatai. Relations de Divers Voyages Curieux, Tome II, Paris, 1683, p. 1.

(17) TR., pp. 54~56. TR. では、⑩⑪の二つの特權を一まとめに述べているが、今、「アクバル實錄」によって、本文の如く解釋した。TR. 及び「アクバル實錄」の本文は、惠谷俊之「荅剌罕考」（東洋史研究二十二の二）七十~七十四頁を參照されたい。

(18) TR., p. 56.

(19) ibid., p. 57.

(20) 惠谷氏、前掲論文。

(21) TR., pp. 6~7. アミール・ブーラージーは、アミール・フダーイダードの父である。

(22) ibid., p. 153.

(23) ibid., p. 64.

(24) ibid., p. 88.

(25) ibid., pp. 117~118.

(26) ibid., p. 103.

(27) ibid., p. 279.

(28) ibid., p. 52.

(29) 松村氏、前掲論文、八八頁。

(30) Thevenot ; op. cit., p. 2.

(31) 今、これらの支配者達の系統を圖示すると次の如くである。

○ 萬戸狻因帖木兒

○ ─┬─ 都督（都督僉事）速哥（鎖怡）── 都指揮 也苦着兒（愛鬼着兒）
　　└─ 指揮僉事 猛哥帖木兒

○ ─┬─ 都督僉事 尹吉兒察 ─┬─ 滿哥帖木兒
　　│　　　　　　　　　　　└─ 正千戸 卜烟川兒
　　└─ ? ── 撒都

(32) TR., p. 67. この史料については、島崎昌「トゥルキスターンに於けるカーレーズ灌漑の起源について」（史學雜誌六三の一二）二一頁を參照されたい。

(33) 汗國と明朝との交渉は、洪武二十四年（一三九一）より始ったが、汗國の一支がトゥルファーンに據って、ハミを攻撃する樣になる十五世紀の後半迄は、大凡友好裡に進められ、しばしば使節の交換が行われている。チムール朝との關係で注意すべきは、ウルグ・ベグのモグーリスターン遠征とカーシュガルの所屬問題である。すなわち、一四二四年から二五年にかけて、ウルグ・ベグの率いるチムール朝の軍隊は、ユルドゥズ河畔に迄侵入しており、また、もともとドゥグラート家の支配下にあったカーシュガルは、一四一六年から一四三五年迄、チムール朝の支配下にあった。（cf. Barthold ; op. cit., Vol. II. pp. 88～105.）。汗國とチベットとの關係は、十六世紀中葉に行われた所のミールザー・ハイダル等のチベット遠征を最大の事件とするが、すでに、トゥーグルク・ティームール汗が、カルマパの第四代ロルペードルジェ Rol pahi rdo rje を招請せんとして拒絕されたという記錄（George N. Roerich ; The Blue Annals, Part Two, Calcutta, 1953, p. 504.）もある事からみて、究明すべき課題の一つとみられるが、その解明はきわめて困難に思われる。

(34) TR., pp. 65～67.

(35) ミーン・ラークの位置は不明。

(36) カバーカーは、ジュンガル王國の根據地ホボック・サリ（タルバガタイの東）に比定される。尙、アイラー河がイリ河に比定される事は、エリアス氏のいわれる如くであろう。（ibid., p. 66, n. 3.）。

(37) 和田淸「兀良哈三衞に關する硏究下」（東亞史硏究・蒙古篇所收）二七二頁。

(38) TR., pp. 77～79.

(39) ibid., p. 91.

(40) 和田氏、前揭書、四四九頁。

(41) 從來知られているエセンの子息には、實錄にみえるA火兒忽荅孫、B阿失帖木兒、「西域同文志」にみえる、Cボロ・ナハル、Dエスメト・ダルハン・ノヤン、パラスの傳えた、Eウシュトモイ・ダルハン・ノヤンがあるが、A＝C、D＝Eであろ

う。尚、實錄成化二十三年五月丙寅の條には、ハミ附近に活動したオイラートの酋の一人として、「兀廝捨王」の名がみえる。音の上からは、アマーサーンジーと近い様であるが、同一人物か否かは速斷出來ない。このアマーサーンジーという名は、あまり聞き慣れぬ名であるが、恐らく蒙古源流にダヤン汗の子としてみえるウバサンジャ Ubasanja と同一の名であろう。尚、シュミット本はこのウバサンジャをウプシグン Ubsiyun としているが、ウルガ本、オルドス三本に従いウバサンジャを正しい綴りとみる。(Schmidt., S. 182, Urga Ms., 63r, Ms. A., 86a, Ms. B., 76a, Ms. C., 170.)。

(42) Elias; TR., Introduction. E. Bretschneider; Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources, Vol. II, London, 1910, p. 234. 松村氏、前掲論文、一〇三頁、ただし、バルトリッド氏は「一四二九年頃」とされる (Barthold; op. cit., Vol. II. p. 104.)。

(43) TR., p. 72, p. 84.

(44) Bretschneider; op. cit., p. 241.

(45) TR., p. 84.

(46) ibid., pp. 73~74.

(47) J. Leyden & W. Erskine; op. cit., p. 11.

(48) C. Defrémery; Histoire des Khans Mongols du Turkistan et du la Transoxiane, Extraite du Habib Essiier de Khondémir, J. A., $4^{e}$ sèr, tome 2, Tsxt, ep. 48, traduction, p. 104.

(49) Barthold; op. cit., Vol. II, p. 107.

(50) TR., p. 74.

(51) ibid., p. 85, n. 2.

(52) ibid., pp. 71~73.

(53) サートゥークは、汗國とチムール朝との間に頻繁に行われた婚姻關係より見ると、ヴァイスの娘をめとっていた可能性もある。

(54) ibid., p. 58.

(55) 陳誠は、魯陳（ルクチェン）城の住民として、回回の躰例を爲す者と、畏兀兒（ウイグル）の粧束を爲す者をあげ、それぞれの特徵を書き記している。

(56) ibid., p. 65.

(57) ibid., p. 67.

(58) 羽田氏、前掲論文、十六~十七頁。

(59) TR., p. 63.

(60) Cl. Huart; Kalandar, The Encyclopaedia of Islam, Vol. II, p. 676. F. Babinger; Kalandarī, ibid. 尚、淸朝統治時代の東トルキスタンのカランダル（海蘭達爾）については、佐口透「十八~十九世紀東トルキスタン社會史研究」東京、昭和三十八年、五五一~五五二頁參照。

(61) TR., pp. 88~89.

(62) ibid., p. 95.